

大和市告示第53号

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱

大和市産後ケア事業費用助成要綱（令和2年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「対象者が市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税の世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯に属する場合（以下「非課税世帯等の場合」という。）」を「非課税世帯等の場合」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 1回当たりの利用時間が1時間30分である委託事業者を利用する場合 9,000円（対象者が市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税の世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯に属する場合（以下「非課税世帯等の場合」という。）は10,000円）

第4条第2項中「につき」の次に「、同項第1号に掲げる場合は4,500円（非課税世帯等の場合は5,000円）を」を加え、「同項第1号」を「同項第2号」に、「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。